

鳥栖まちづくり推進センター建設事業（新築工事）
基本計画書（公表用）

鳥 栖 市

目 次

基本理念	．．．．．	1
基本方針	．．．．．	2
設計手順等	．．．．．	4
施設を取り巻く環境	．．．．．	6
施設の現況	．．．．．	13
新 鳥栖まちづくり推進センターの姿	．．．．．	17

◆基本理念

鳥栖地区では、平成23年12月に「鳥栖地区まちづくり推進協議会」が発足し、鳥栖地区を『未来のこども達からも感謝されるような、心豊かにして安心して日本一住みよいまち』にすることを目的としています。

そして、第1期まちづくり推進計画から10年が経過した令和4年度において、第2期まちづくり推進計画を策定し、これまでの鳥栖地区を振り返り、これからの鳥栖地区について、鳥栖地区の住民が自ら現状を把握し解決すべき課題について整理してきました。

まちづくり推進センターは、まちづくり推進協議会の主たる活動拠点です。鳥栖地区の特性を活かしつつ、地域住民の「交流」「学習」「健康」「福祉」「環境」「防災」の拠点となるための機能を備えた誰もが利用しやすい鳥栖まちづくり推進センターを目指します。

鳥栖地区の基本理念

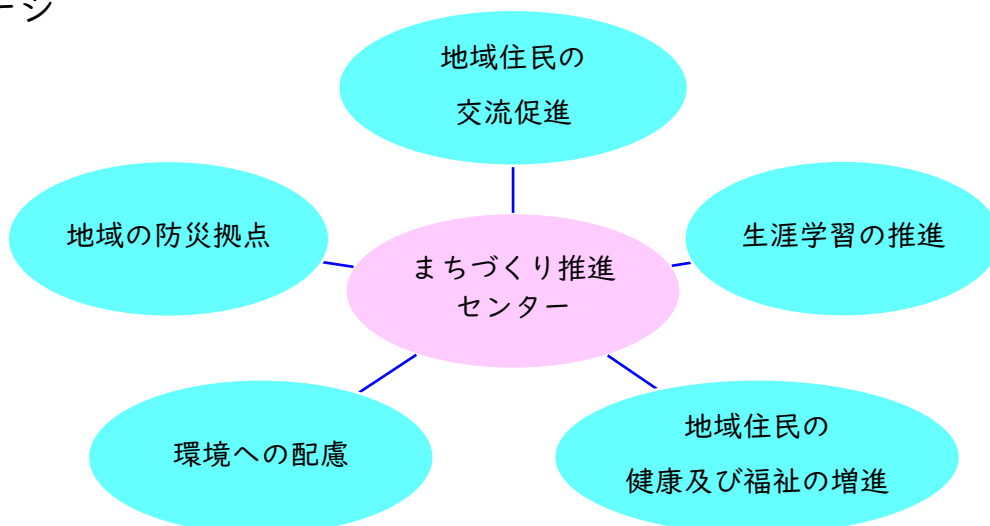
鳥栖地区のまちづくりは鳥栖地区のみんなが地区の歴史、良いところ、課題を知ること、学ぶこと、これが第一歩です。

そして、そこからまちづくりへの参加者・協力者を増やし、交流などを通じ、みんながつながるような鳥栖地区をつくる。それにより、今以上に良かといっぱいな鳥栖地区を目指します。(鳥栖地区第2期まちづくり推進計画から抜粋)

鳥栖地区の将来像

今を知り、昔を学び、みんなでつくる、良かといっぱい鳥栖地区！
(鳥栖地区第2期まちづくり推進計画から抜粋)

イメージ



◆基本方針

1 地域住民の交流の促進

- ◇ 鳥栖地区の魅力あるまちづくりを推進するための活動拠点
 - … 様々な活動に対応する諸室・空間の構成
- ◇ 地域の情報収集・発信ができる施設
- ◇ 地域のあらゆる世代の住民が気軽に集える施設
 - … オープンスペース（展示・交流・休憩コーナー等）・集会室・授乳室等の整備
- ◇ 地域の象徴となる施設
 - … シンボリックかつ親しみやすい施設デザイン

2 生涯学習の推進

- ◇ 気軽に参加できる学習の場
- ◇ 多様な講座を開催しやすい施設
- ◇ 少人数から大人数の講座まで対応できる施設
- ◇ 学習活動や体験活動がしやすい施設
 - … 研修室や会議室、調理室、図書室等の整備

3 地域住民の健康及び福祉の増進

- ◇ 地域住民の健康増進や教養の向上、レクリエーションのための施設
 - … 集会室や和室の整備

4 環境への配慮

- ◇ LED化など省電力化された施設を目指す
- ◇ EV充電器を備えた施設を目指す
- ◇ 太陽光発電設備や蓄電池が設置された施設を目指す

5 地域の防災拠点

- ◇ 災害時の避難場所として使用できる施設
 - … 垂直避難できる施設、エレベーター設備を備えた施設
 - … 防災倉庫やシャワー室の整備
 - … 和室・授乳施設等の整備（再掲）

☆ 災害初動活動に対応できる機能を備えた施設

- … 発災時や避難所開設時に使用できる仮設トイレ設備やスペースを備えた施設
- … 防災倉庫の整備（再掲）

◆設計手順等

本市におけるコミュニティ施設については、平成２７年の弥生が丘まちづくり推進センター以来の建設となります。現在の鳥栖まちづくり推進センターについては、鳥栖地区公民館や高齢者創作館、水田再編センターとしての施設から、平成２３年４月に鳥栖まちづくり推進センターとして生まれ変わりました。

まちづくり推進センターは前述のとおり様々な講座やサークル活動などの場所としての役割とまちづくり推進協議会の活動拠点としての役割のほか、災害の発生が危惧される場合の自主避難所としての役割があり、建設当時と現在の施設の公共施設としての役割は大きく変化してきました。

また、地域が抱える課題も多様化しており、まちづくり推進協議会の活動をはじめ、地域全体で課題の解決に向けて取り組んでいます。

このことから地域独自の特色を活かし、個人やまちづくり推進協議会など地域で活動する団体やサークルの活動を支え、地域活動の拠点となる施設としての役割を果たせるよう、地域住民の意見にも傾聴し施設整備を行います。

【大まかな流れ（イメージ）】

～市～

- ・地元区長、まちづくり推進協議会会長への事業説明
- ・地域住民、利用者へのアンケートと集約・集計

～市・基本設計請負者～

- ・アンケート結果を踏まえた基本設計の検討及び協議
- ・配置計画、ゾーニング、平面・断面・立面計画
- ・配置計画等に係る市内部での検討・協議

～市～

- ・地元区長、まちづくり推進協議会会長への中間報告
（配置計画、ゾーニング、平面・断面・立面計画）

～市・基本設計請負者～

- ・配置計画等の修正、設備計画、関係法令等のチェック
- ・施設建設計画等に係る市内部での検討・協議

～市～

- ・地元区長、まちづくり推進協議会会長への最終報告
（施設建設計画等）

◆施設を取り巻く環境

1 敷地の概要

★本 館

- ◇ 場 所 鳥栖市今泉町 2 1 7 2 番地 2
- ◇ 敷地面積 2, 2 2 8. 8 0 平方メートル
- ◇ 現 況 現鳥栖まちづくり推進センター
- ◇ 都市計画 市街化区域
- ◇ 用途地域 第一種住居地域

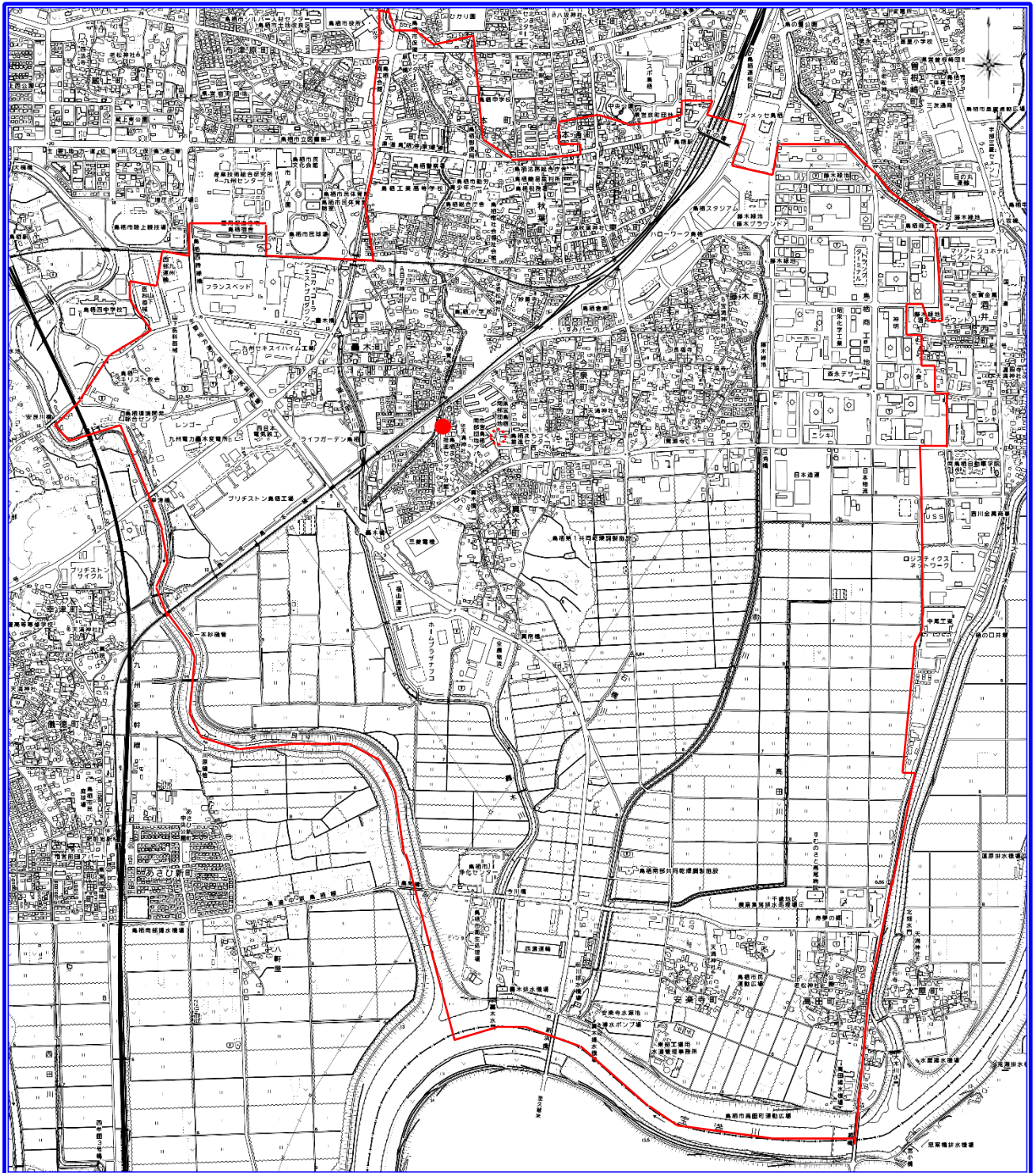
★分 館

- ◇ 場 所 鳥栖市真木町 2 1 1 2 番地 1
- ◇ 敷地面積 3, 5 4 6. 4 2 平方メートル
- ◇ 現 況 現鳥栖まちづくり推進センター分館
- ◇ 都市計画 市街化区域
- ◇ 用途区域 第一種住居区域

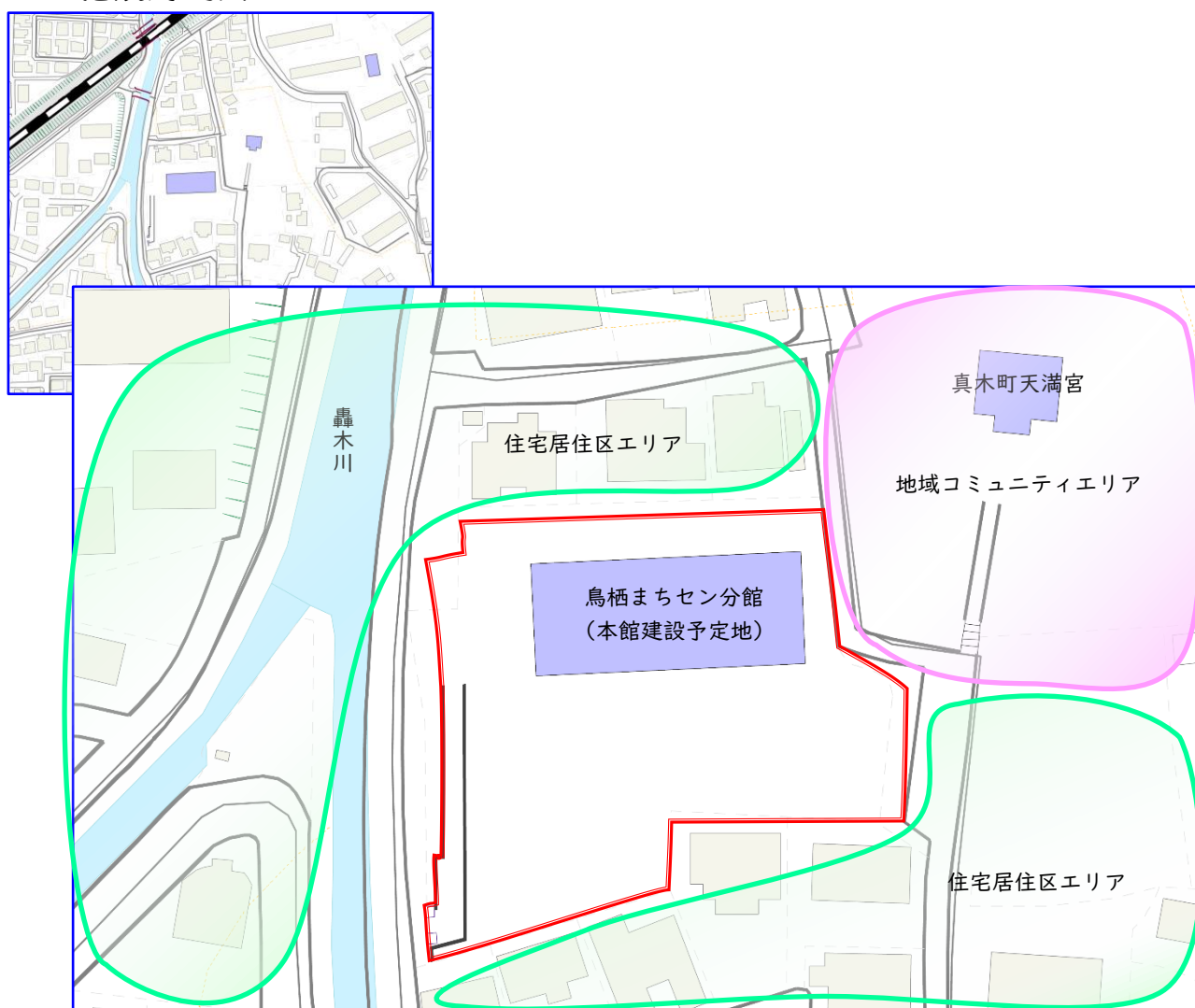
2 地区の状況

- ◇ 対象地域 鳥栖小学校区
 - ◇ 人 口 1 1, 6 4 8 人／7 4, 0 7 1 人（割合：15.7%）
 - ◇ 世 帯 数 5, 5 8 0 世帯／3 3, 3 7 4 世帯（割合：16.7%）
- ※人口、世帯数とも令和 6 年 3 月末日現在

【新鳥栖まちづくり推進センター位置図】



3 施設周辺図



鳥栖まちセン本館建設予定地（現鳥栖まちセン分館）の周囲は、鳥栖南部団地を含め閑静な住宅居住エリアとなっています。建設予定地の西側には轟木川が流れ、下流域では越水により道路が冠水することもあります。建設予定地の北側にはＪＲ九州鹿児島本線があり、更にその北側には鳥栖小学校があり、建設予定地の付近を多くの児童が登下校しています。

また、建設予定地に隣接する真木町天満宮は「フジ（藤）」の観光名所となっており、見頃となる毎年４月下旬から５月中旬にかけて多くの観光客が訪れています。

4 想定される災害

(1) 風水害【鳥栖市地域防災計画本編（令和5年2月改訂）第2編災害の特性と被害想定-第1章風水害、要約】

本市の気候を見ると、年平均気温は16℃～17℃であるが、過去10年の最高気温の平均は、およそ37.6℃、最低気温の平均は、およそマイナス3.3℃と夏の暑さや冬の寒さはともに厳しく、当地域の気候区分は内陸型気候区に属している。

降水量は、近年では年間2,000mmを超える傾向にあり、冬期における降水量は少なく、6月から8月にかけて降水量が多い。

これまでの本市における風水害は、主に梅雨や台風による集中豪雨によって引き起こされている。大きな被害を受けたものとしては、昭和28年の大木川、安良川のはん濫による大水害があげられる。近年では、活発な前線の影響から線状降水帯を伴い、激しい豪雨に見舞われた令和元年佐賀豪雨や令和3年8月豪雨により、床上・床下浸水被害が発生している。人的被害はなかったものの、今後の内水氾濫対策に一石を投じる出来事となった。

また、台風は8月末から9月にかけて多く襲来し、多量の雨をもたらした大きな被害を与えている。平成3年の17号、19号で、多数の家屋等に被害を受けたが大きな人的被害は受けなかった。

本市での風水害の主なものの特徴は、次のとおりである。

① 大雨

本市で発生する風水害のうち、その半分は大雨によるものである。

大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。日降水量100mm以上の大雨は、6月～7月の梅雨期に最も多く、次いで、8月～9月は台風や秋雨前線等で多くなっている。日降水量200mm以上の大雨や1時間降水量50mm以上の非常に激しい雨は、梅雨期間の6月から8月にかけて多い。

② 台風

本市は、台風が来襲する頻度が高い。

台風は平均すると年間に25.7個発生しており、その中の11.3個が日本の300km以内に接近し、更にその中の2.9個が上陸している。九州北部地方には3.5個の台風が接近し、その中の約1個が九州に上陸している。ただし、9個の台風が九州北部地方に接近した年があれば、1個も接近しなかった年もあるなど年による変動も大きい。

台風が本市に接近する時期は、6月から10月で、そのうち7月から9月が最も多い。

③ 土砂災害

本市は、北西部に地形的、地質的に不安定な山地丘陵があり、過去には人家に大きな影響を与えるものではないものの、急傾斜地の崩壊等が発生しており、今後も発生する危険性は高い。

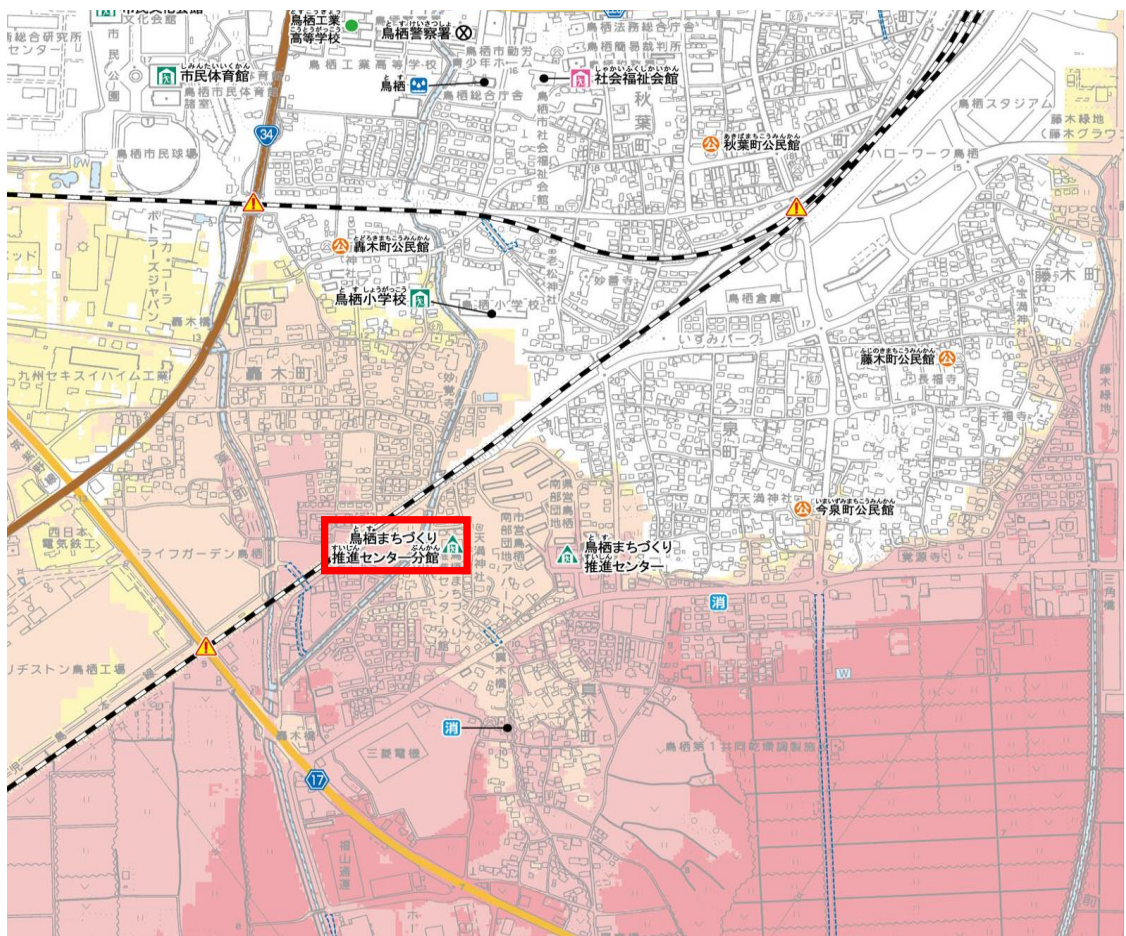
④ 被害予想

(ア) 豪雨・大雨（洪水）

- 昭和28年の記録的な豪雨災害は、今後も発生することを予想する。
- 昭和37年、38年、平成2年、令和元年、令和3年の集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発することを予想する。

(イ) 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受けることを予想する。



【鳥栖市洪水・土砂災害ハザードマップから抜粋】

(2) 地震【鳥栖市地域防災計画本編（令和5年2月改訂）第2編災害の特性と被害想定-第2章地震、要約】

① 本市の地域特性

(ア) 本市の地勢、地質

本市の地質は、花崗岩及び新期洪積層からなる田代・麓地区の山間山麓地域と新期沖積層、旧期沖積層、新期洪積層からなる鳥栖・基里地区の台地と花崗岩、新期洪積層、旧期沖積層、新期洪積層などが交錯した旭地区の丘陵及び平坦地域の3地域に分けられる。

(イ) 本市の地盤

地震による被害の大きさは、地盤により著しく異なることが過去の例から明らかとなっている。一般的に、地盤が柔らかいほど地震が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や液状化現象を引き起こすことが考えられる。

本市内には、軟弱な沖積層が市南部を中心に分布しており、この地域で地震が発生した場合には、相当規模の被害が生じるおそれがある。また、軟弱地盤と硬い地盤との境界でも揺れの違いから大きな被害を受けることがわかっている。

(ウ) 活断層

我が国には2,000以上の活断層が存在するといわれており、政府の地震調査研究推進本部においては、調査研究を効率的に実施していくための基盤的な調査対象として、最大規模の地震を発生させる可能性のある陸域の断層を「主要活断層帯」に選定している。

本県内に存在する断層では、「佐賀平野北縁断層帯」及び「日向峠－小笠木峠断層帯」が「主要活断層帯」に選定されている。県内及び周辺において、活動した場合に本県に被害をもたらす可能性のある断層としては、主に図に示す次のものが知られている（番号は図中の番号に対応）。なお、陸域の大地震は主要活断層帯以外の活断層でも発生する可能性はあり、また活断層である可能性のある断層は図に示しているものが全てというわけではなく、これまで確認されていない未知の活断層が存在する可能性もある。

② これまでの地震災害

日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去からたびたび大地震に見舞われ甚大な被害を受けてきたが、平成

１６年まで佐賀県において発生したこれまで記録に残る地震では、震度６弱以上のものはなく、発生頻度として年３回程度、震度は３以下がほとんどであった。

しかし、平成１７年３月２０日（震央福岡県北西沖）に発生した地震では、県内では、みやき町で初めて震度６弱を記録し、本市においても震度５弱を記録した。

また、近年の例では、平成２８年４月１４日２１時２６分に、熊本県熊本地方の深さ１１ｋｍでＭ６．５の地震が発生し、最大震度７を観測し、本市では震度３を観測した。また、２日後の４月１６日１時２５分に、熊本県熊本地方の深さ１２ｋｍでＭ７．３の地震が発生し、最大震度７を観測。県内では佐賀市、神埼市、上峰町で震度５強を観測したが、本市では震度４を記録している。この一連の地震活動は「平成２８年熊本地震」と命名され、県内では重傷者４名、軽傷者９名などの被害が生じた。本市においては人的被害の報告は挙がっていない。

【佐賀県に被害をもたらした主な地震（近年分のみ）】

発生年月日	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	記事
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県 北西沖	7. 0	● みやき町で震度６弱を観測 ● 人的被害重傷１名、軽傷１４名 ● 家屋被害半壊１件、一部損壊１３６件
2016年4月14日 (平成28年)	熊本地方	6. 5	● 佐賀県南部・北部で震度４を観測
2016年4月16日 (平成28年)	熊本地方	7. 3	● 佐賀市、神埼市、上峰町で震度５強を観測 ● ４月１４日からの一連の地震による被害は、重傷者４名、軽傷者９名

◆施設の現況

I 施設状況

(1) 鳥栖まちづくり推進センター

➤ 建築年

① 昭和53年度 旧農家高齢者創作活動施設

(R6年度で建築後46年目)

② 昭和54年度 旧水田再編研修センター

(R6年度で建築後45年目)

③ 平成22年度 大規模改修工事を実施(上記施設を接続)

(R6年度で建築後14年目)

➤ 建築面積 681.61㎡

➤ 延床面積 596.73㎡

➤ 保有室数 10室(事務室、印刷室、会議室(地区社協)、和室①②③、研修室①②、調理実習室、集会室)

➤ その他室等 ホール、男女トイレ、多目的トイレ、倉庫5室
給湯室

(2) 鳥栖まちづくり推進センター分館

➤ 建築年

① 昭和54年度 旧鳥栖南老人福祉センター

(R6年度で建築後45年目)

② 昭和60年度 旧鳥栖南老人福祉センター

(R6年度で建築後39年目)

➤ 建築面積 469.41㎡

➤ 延床面積 424.80㎡

➤ 保有室数 6室(事務室、和室①②、研修室、集会室、図書室)

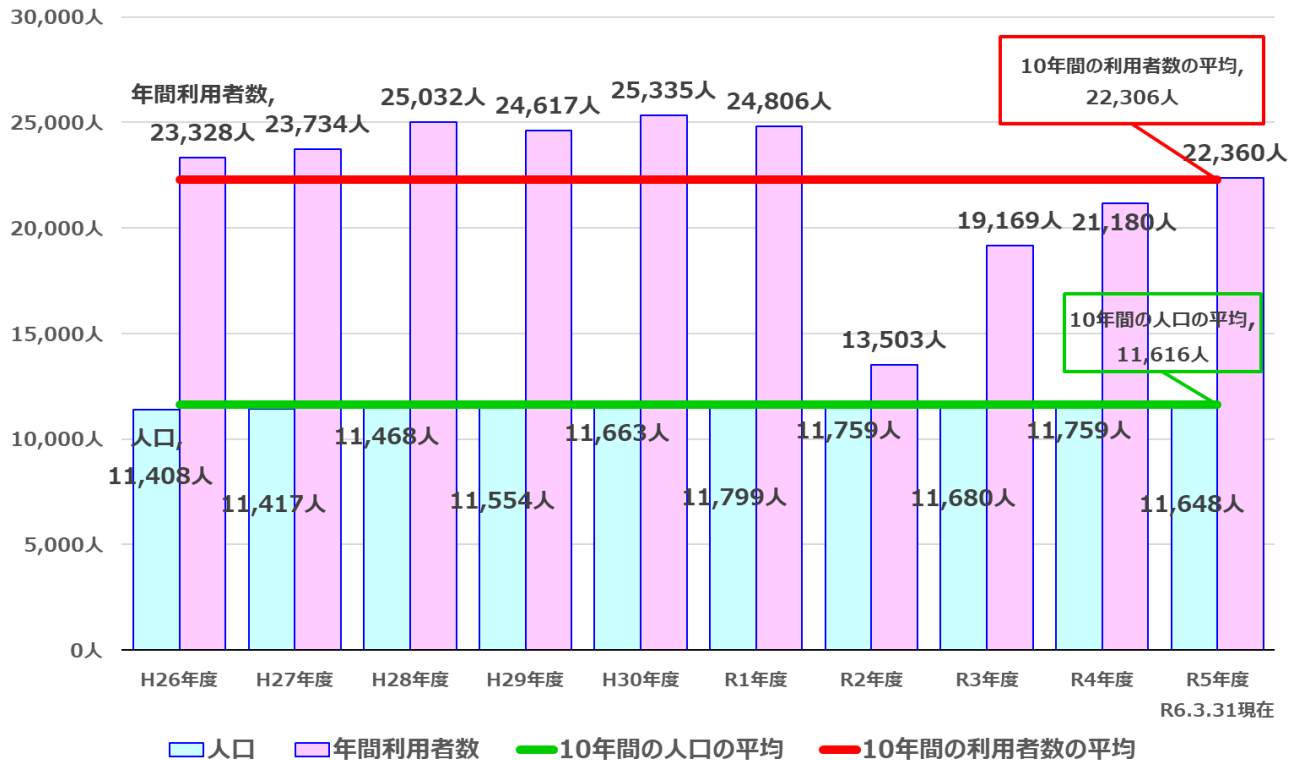
➤ その他室等 談話コーナー、倉庫、給湯室、機械室

2 年間の利用状況

(1) 鳥栖まちセンの施設利用状況

①地区内の人口と利用者数の推移

H26～R5年度 鳥栖地区の人口の推移と鳥栖まちセンの利用者数の推移

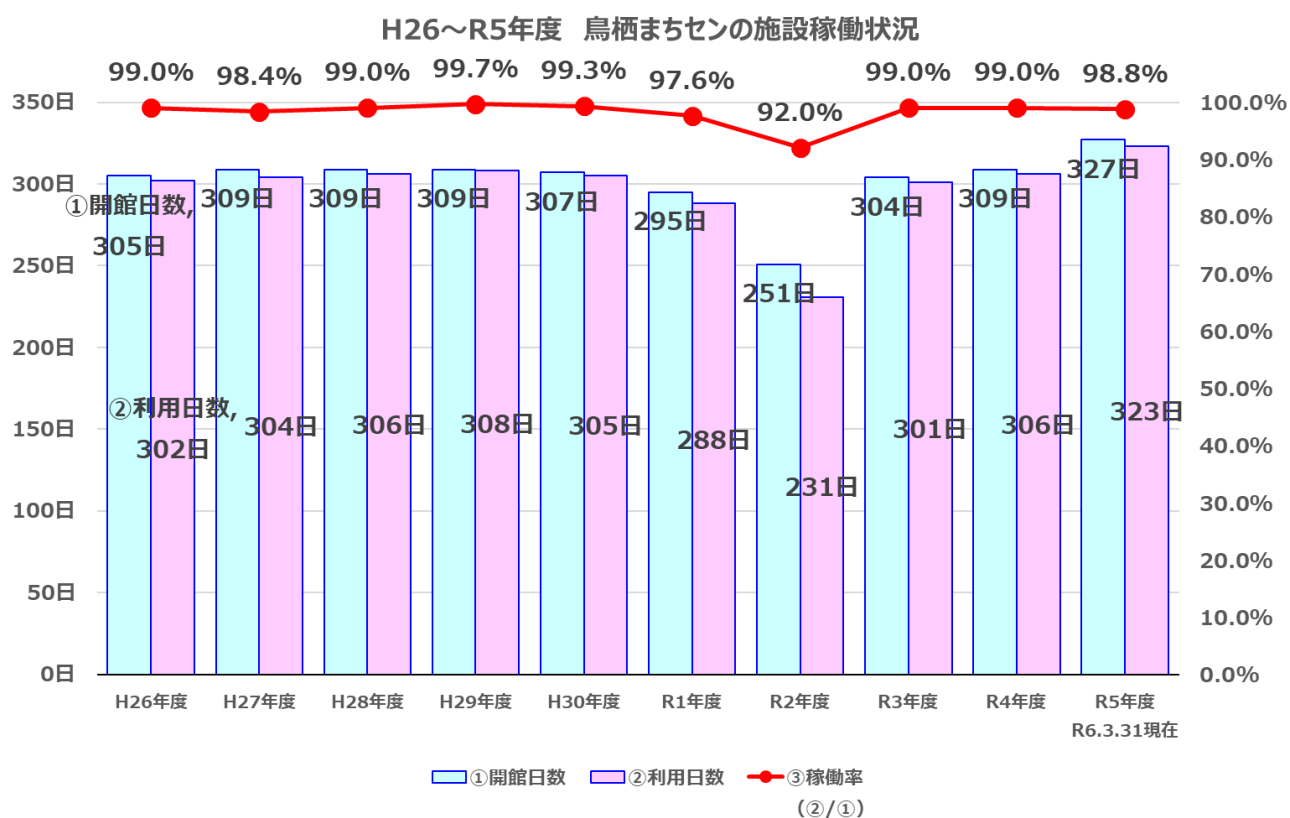


※ 人口については、ほぼ横ばいとなっている。

※ 年間利用者数については、コロナ禍前までは微増・微減を繰り返してきた。

※ コロナ禍では利用者数は半減したが、コロナ禍後は緩やかに利用者数の回復が見られる。

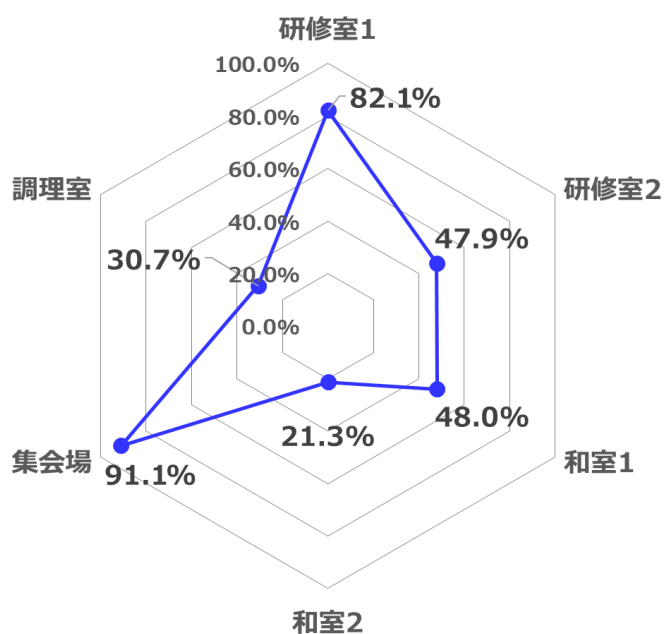
(2) 鳥栖まちセンの施設稼働状況



※ 開館日数に対する利用日数（施設稼働率）はかなり高く、10年平均値で98.3%となっている。

(3) 鳥栖まちセンの諸室の稼働状況

H26年度～R5年度 鳥栖まちセン諸室の稼働率の状況

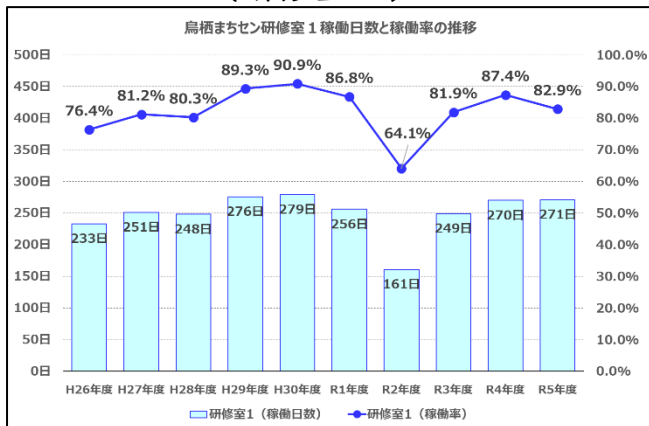


※ 研修室1及び集会場の稼働率は非常に高い。

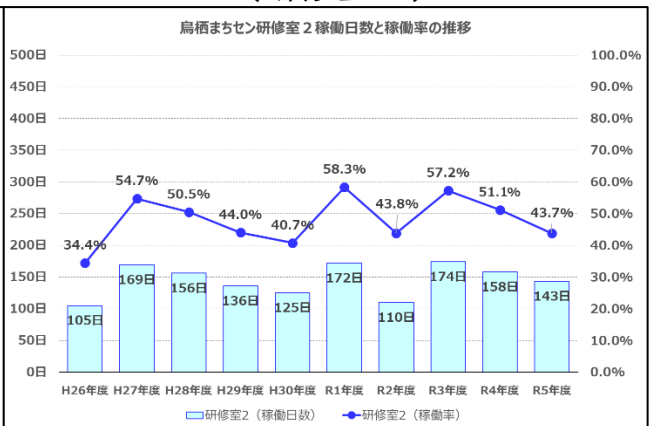
※ 研修室2及び和室1の稼働率は約50%となっている。

【諸室の稼働日数と稼働率の推移】 ※R5年度についてはいずれも R6.3.31 現在

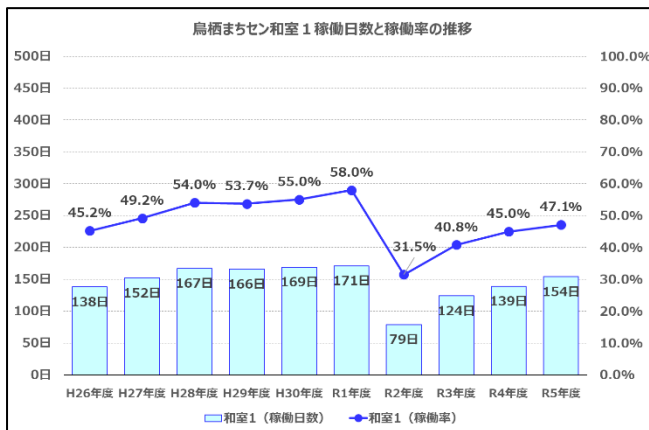
(研修室 1)



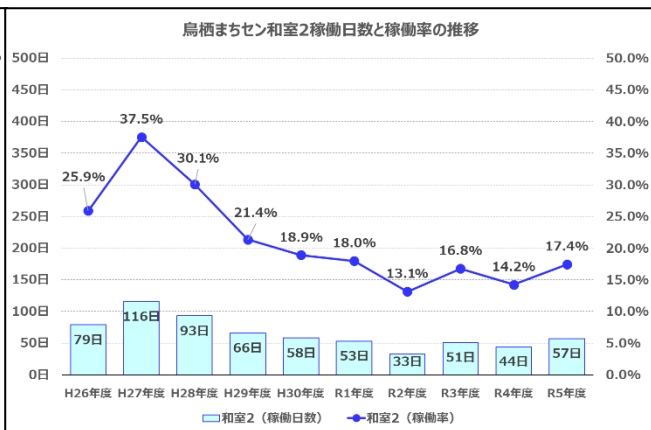
(研修室 2)



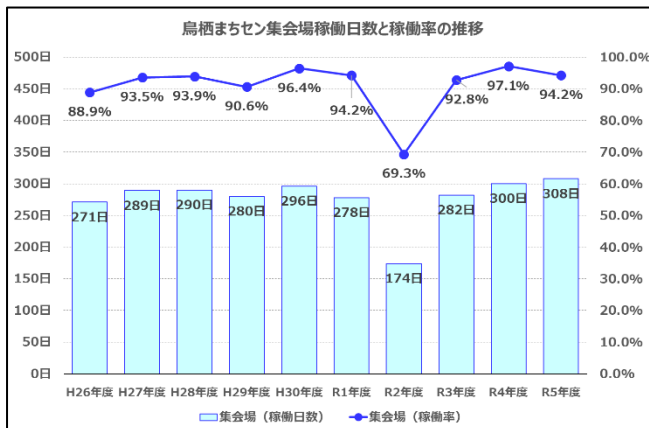
(和室 1)



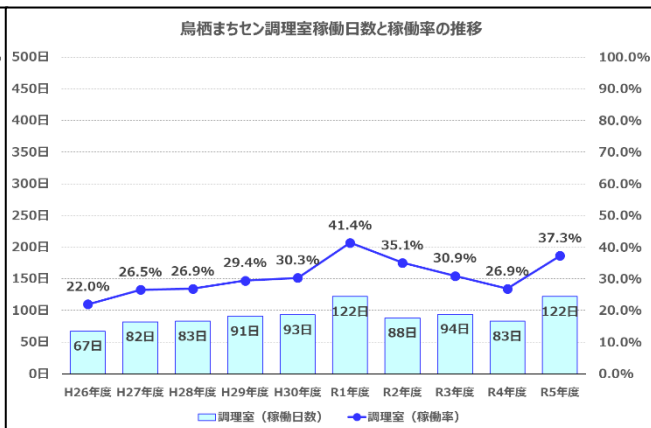
(和室 2)



(集会場)



(調理室)



Ⅰ 鳥栖まちづくり推進センターの位置づけ

基本理念（本書１ページ）で述べたとおり、鳥栖まちづくり推進センターは、地域住民の「交流」「学習」「健康」「福祉」「環境」「防災」の拠点となるための機能を備え、誰もが利用しやすい施設を目指します。

また、災害発生時における地域住民の避難拠点となる防災上、重要な施設となることから、災害に対する安全性を確保し、地域住民が安心を得られるような施設を目指します。

【整備方針】

以下を踏まえた施設整備を行う。

①佐賀県福祉のまちづくり条例（平成１０年３月２５日制定）

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則（平成１０年９月１０日制定）

- 佐賀県福祉のまちづくり条例第２０条（整備基準）第２項
公共的施設の構造及び設備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために必要な基準（整備基準）を定める。
- 佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則第４条（整備基準）
条例第２０条第２項で定める整備基準は公共的施設の種類に応じそれぞれ別表第２の第１から第５までの表に定めるとおりとする。
- 別表第２の第１から第５までの表に定めているのは、「１ 出入口」「２ 廊下」「３ 階段」「４ 昇降機」「５ 便所」に対する間口の幅や扉などの構造、表面の仕上げについて基準を定めているもの。（別冊参考資料参照）

②佐賀県モデル避難所整備指針（平成１９年３月３０日策定）

第２章 避難所施設整備マニュアル ケース３．公民館

避難所施設整備マニュアルについては、整備項目ごとに「基本的な考え方」「整備レベル」「解説」及び「具体例」で構成されています。

また、建築構造に係る整備項目については、「整備レベル」の中に「佐賀県福祉のまちづくり条例施設整備基準」及び「佐賀県ユニバーサルデザイン施設整備基準」が記載されています。（別冊参考資料参照）

- 本マニュアルの基本的な考え方
 - ⇒ 整備項目の特性と整備の原則を記載
- 本マニュアルの整備レベル
 - ⇒ 具体的な整備内容(構造、仕様、位置、寸法、数量など)を記載
- 本マニュアルでは標準的な整備レベルを「1」、理想的な整備レベルを「2」として記載されています。この中で、建築構造に係る整備項目については、整備レベル1としては「佐賀県福祉のまちづくり条例施設整備基準」、整備レベル2としては「佐賀県ユニバーサルデザイン施設整備基準」とされています。

佐賀県モデル避難所整備指針

- ① 「避難所の基本的事項」「建築物」「衣・食・住」「プライバシー」「こころとからだのケア」「電源」「空調設備」「通信機器」「避難所標識」「各支援機関との連携」について記載
- ② 施設整備レベルを定め、「出入口」「廊下」「階段」「昇降機」「便所」などについて具体的な整備内容(構造、仕様、位置、寸法、数量など)を記載
- ③ (ケース1) 小中学校体育館、(ケース2) 公立体育館、(ケース3) 公民館

整備レベル1
(標準的レベル)

佐賀県福祉のまちづくり条例施設整備基準 相当

整備レベル2
(理想的レベル)

佐賀県ユニバーサルデザイン施設整備基準 相当

③官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日制定）

この基準は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」（平成6年12月15日建設省告示第2379号）（以下「位置・規模・構造の基準」という。）及び「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（平成17年5月27日国土交通省告示第551号）に

に基づき国家機関の建築物及びその附帯施設（以下「官庁施設」という。）の営繕等を行うに当たり、地震災害、津波災害及びそれらの二次災害に対する安全性に関する基本的事項を定めるとともに、保全に係る事項について定め、地震及び津波による災害時に官庁施設として必要な機能の確保を図ることを目的とする。（出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の目的）

④鳥栖市地域防災計画

【防災上重要な施設 鳥栖市地域防災計画 P45】

施設の分類	施設の名称
災害応急対策活動に必要な施設	市庁舎、消防本部
救護活動施設	消防団格納庫
避難所として位置づけられた施設	学校、まちづくり推進センターなど
多数の者が利用する施設	市立図書館、福祉施設など

新鳥栖まちづくり推進センターは、上記①から④までを満たす施設とする。

2 新施設の構造及び階数

新施設の構造及び階数については、耐震性及び断熱性を考慮するほか、想定浸水区域であることを踏まえ鉄筋コンクリート造2階建てを基本とするとともに、地盤の嵩上げを行う。新施設の延床面積については1,400㎡程度とし、諸室面積の合計については1,050㎡程度とする。

また、基本的にZEB化（ZEB Ready相当以上）の施設を目指す。

～ZEBの定義～（参考）

- ① ZEB（ゼブ）：省エネ+創エネで、建物で必要なエネルギーを0%以下まで削減
- ② Nearly ZEB（ニアリーゼブ）：省エネ+創エネで、建物で必要なエネルギーを25%以下まで削減
- ③ ZEB Ready（ゼブレディ）：省エネで、建物で必要なエネルギーを50%以下まで削減
- ④ ZEB Oriented（ゼブオリエンテッド）：延床面積が10,000㎡以上の建物で、省エネで用途ごとに削減量（30%又は40%以上）を達成し、且つ未評価技術の導入により更なる省エネを図るもの。

3 諸室について

諸室は、事務室、和室１室程度、研修室３室、調理実習室、集会室、会議室（地区社協）、印刷室、トイレ（多目的トイレを含む）２か所（１Ｆ・２Ｆとも）、倉庫（防災倉庫を含む）、給湯室、図書室、授乳室、シャワー室を設ける。※諸室面積には廊下、屋外倉庫は含めない

4 その他設備等

- 太陽光発電設備の設置を検討する。
- ＥＶ車の充電設備の設置を検討する。
- ＬＥＤ化など施設の省電力化を進める。

5 その他整備検討事項

- 分館東側通路の整備（通路側溝への蓋掛けほか）
- 分館西側出入口の整備（出入口の移設ほか）